

人権・男女共同参画推進課公式Instagramに関する運用規程

令和6年(2024年)3月19日
宇部市人権・男女共同参画推進課

(目的)

- 1 Instagramが持つ拡散性、即時性、滞留性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、人権及び男女共同参画の推進に関する様々な情報を、Instagramページ機能を使って積極的かつ迅速に発信することを目的とする。

(適用)

- 2 この運用規程は、宇部市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づき、宇部市人権・男女共同参画推進課公式Instagramページ(以下「公式Instagramページ」という。)を利用して情報発信する際に適用する。

(アカウント登録)

- 3 人権・男女共同参画推進課に公式Instagram担当者を置き、公式Instagramページの作成、管理、運用及び総括的な事務に当たる。

(情報発信)

- 4 原則として、公式Instagramページは人権・男女共同参画推進課で管理する。
- 5 情報を発信する際は、課の単位で情報を発信し、課長が情報発信の責任を負う。

(対応時間)

- 6 原則として、執務時間内(宇部市の休日に関する条例第1条第1項各号に掲げる日を除く8時30分から17時15分まで)に投稿する。
ただし、課長が必要と認めたときは、この時間以外にも投稿することができる。

(意思決定)

- 7 情報発信については、原則として課長の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものはInstagramの特性や情報発信の即時性を考慮し、Instagram担当者の判断により公式Instagramに直接情報を発信できるものとする。
 - (1)既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合
 - (2)イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合
 - (3)法令等で定められている内容の情報を発信する場合

(お気に入りのページ登録の禁止)

- 8 原則として、他のInstagramページは登録しない。ただし、庁内各課のInstagramページや公的機関、業務上関係の深いと認めるInstagramページについては例外とすることができる。

(市以外のページ・アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

9 市以外のInstagramページへのコメントは行わない。ただし、庁内各課のInstagramページや公的機関、業務上関係の深いと認めるページ又はアカウントへのコメントはInstagram担当者の判断で例外とすることができる。

また、公式Instagramページに対するコメント(意見や反応等)については、原則として返信コメントしない。

(市以外のInstagramページのシェア及び「いいね！」機能使用の禁止)

10 市以外のInstagramページには、原則としてシェア及び「いいね！」機能を使用しない。ただし、庁内各課のInstagramページや公的機関、業務上関係の深いと認めるページ又はアカウントへのシェア及び「いいね！」機能の使用は担当者の判断で例外とすることができる。

(ウェブサイトへの表示)

11 人権・男女共同参画推進課は、公式Instagramページのリンクを市の公式ウェブサイト上に掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

12 人権・男女共同参画推進課は、運用規程を公式ウェブサイト上に掲載する。

(なりすましへの対応)

13 人権・男女共同参画推進課は、公式Instagramページになりすましたページ及び公式なものと誤解を招くページを発見した場合は、公式ウェブサイト等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(不適切なコメントの取扱い)

14 公式Instagramページに寄せられたコメントのうち、法令や公序良俗に反すると思われるもの、発信した情報と関連がないものなどInstagram担当者が不適切と判断したコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除又は非表示の措置をとることがあること。

(遵守事項)

15 法令、ガイドライン及びこの運用規程を遵守すること。

(登録の解除等)

16 人権・男女共同参画推進課長は、法令、ガイドライン及びこの運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、その発信を止めさせることができる。

(運用規程の変更、削除)

17 本規程は、事前の連絡なく変更する場合がある。また、Instagramで情報を提供することが困難になった場合、その旨を市公式ウェブサイト上に掲載し、アカウントを速やかに削除する。